**ロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託特記仕様書**

本仕様書は、当別町（以下「委託者」という。）が実施するロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定める。

１　委託業務名

ロイズタウン駅エリア賑わい創出事業業務委託

２　業務目的

当別町では、ロイズタウン駅周辺を『新しいまちの顔』と位置づけ、周辺の北欧の風道の駅とうべつや（株）ロイズコンフェクト・ロイズタウン工場などの観光施設との連携や、新技術の活用により都市部の人を呼び込み、都市機能の充実（民間投資）などを通じ、持続可能なまちづくりを進めている。

令和５年度には、ロイズタウン駅とロイズタウン工場をつなぐ自動運転バス実証運行と駅前広場を活用したイベントを実施し、引き続き目指すまちづくりの実現に向け、道の駅とうべつまでつなぐ自動運転バスの実証運行による周遊環境の構築を進めるとともに、駅前広場でのイベントを継続して行うことで、駅周辺に人を呼びこみ、賑わいを創出することを目的とする。

３　業務の期間

契約締結の日～令和７年３月２１日（金）

４　業務の内容

委託業務の内容は以下のとおりとする。

①　業務の準備検討

道路管理者・警察・地元協議、現地確認、道路使用許可の取得等業務実施にあたって

の準備検討を行う。

②　ルート調整・走行設定等

運行ルートは、地域の交通拠点となるＪＲロイズタウン駅を中心に、（株）ロイズコンフェクト・ロイズタウン工場、北欧の風道の駅とうべつを結ぶ、各施設の周遊に効果的なルートを提案することとし、交通、道路状況を考慮したルートの調整及び、自動運転に必要な走行設定（高精度３ＤＭＡＰの作成など）を行う。ただし、選定された事業者には、Ｒ５年度に実施したＪＲロイズタウン駅～（株）ロイズコンフェクト・ロイズタウン工場間の走行データなどは必要に応じて提供する。

③　実証運行

自動運転レベルはレベル２以上とし、「公道実証実験のためのガイドライン」（警察庁）及び「自動運転車の安全技術ガイドライン」（国土交通省自動車局）に即し実施する。運行の本番期間は８月以降に開始し、３０日間程度とする。実証運行にあたっては、将来的なレベル４での社会実装を見据えた取り組みをすることのほか、交通安全施設（信号機）との協調を実施する。また、実証運行に最適な自動運転システムを搭載した車両を使用し、ルート内の円滑な運行や効率的な実証となるような運行体制とする。

④　実証運行による分析

実証運行で得られた技術的な成果、課題について取りまとめ、分析・検討を行い成果報告書にまとめる。

⑤　イベント開催

自動運転バスをはじめとした新技術やテクノロジーを身近に感じてもらうことができるイベントを駅前広場にて開催する。実施時期は、自動運転バスの運行期間中の集客が見込める時期とする。

⑥　まちのＰＲ素材作成

デジタル田園都市を掲げる当別町のＰＲに資する、自動運転バスの技術の紹介・説明や実際の運行の様子を撮影した動画やプレゼン資料などを作成する。動画時間は、短編版（２分程度）と長編版（５分程度）の２種類とする。成果品の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとし、制作された動画や画像をあらゆる用途に使用する等の二次利用ができるよう、必要な許諾を事前に得ること。

⑦　その他関連業務

車両事故等に備え、自動車賠償責任保険に加え任意保険に加入し、適切な賠償能力を確保する。また、本事業と同時、または別に当該エリアの賑わいづくりに寄与する事業案があれば提案する。エリアについては当該エリアより発展していく事業であれば、町内全域も可とする。

５　成果報告

　　・事業完了報告書（分析結果、自動運転バス乗車人数、イベント来場者数等）

…紙媒体一部、電子データ一式

　　・制作物（まちのＰＲ素材、自動運転に必要な３ＤＭＡＰ等）…電子データ一式

　　・打ち合わせ資料、打ち合わせ報告書、関係機関等協議資料

　　・その他、発注者が指示する関係書類

６　受託者の責務

（1）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（2）受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。また、再委託に関するすべての責任は受託者が負わなければならない。

７　疑義

本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議のうえ、受託者は委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。

８　資料管理

本業務において委託者から貸与される資料等（電子データも含む）について、受託者は資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却するものとする。

９　成果品検査

受託者は本業務完了後、委託者の検査を受けるものとし、委託者から本業務に適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正を行うものとする。

10　その他

　　・本業務の実施に際し、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

　　・本業務の実施に際し、定めのない事項や、疑義が生じた場合は、速やかに本町と協議のうえ定めるものとする。